

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	事業担当	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	電動式吸引器一式 買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	2,008,800	平成27年1月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	検査研究用蛍光X線分析装置 修繕	理化学機器	環境科学研究所	日本電子(株)	2,916,000	平成27年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	
3	図書カード(市政改革室) 概算買入	贈答用品	市政改革室	大阪府書店(商)	579,180	平成27年2月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
4	可動火格子(ピン無)ほか4点(平野工場) 買入	産業用機器	環境局	JFEエンジニアリング(株)	24,911,820	平成27年2月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	ろ過式集じん装置用ろ布(鶴見斎場) 買入	産業用機器	環境局	ホーコス(株)	4,318,920	平成27年2月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

1

随意契約理由書

1 案件名称

電動式吸引器一式 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

電動式吸引器は、傷病者の口腔内を吸引し、気道を確保するための救急資器材であり、当局が必要とする能力を有する製品のうち、当該製品のみが、救急活動中のバッテリー容量低下に対して、その場で即時にバッテリーを交換することが可能である。

当該製品はレールダルメディカル AS 社製であり、上記業者は大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

2

随意契約理由書

1 案件名称 検査研究用蛍光 X 線分析装置 修繕

2 契約相手方 日本電子株式会社

3 随意契約理由

当研究所所管の光 X 線分析装置の READY ランプが点灯せず、分析が不可能であったため、修理を行うものである。

本装置は、都市環境グループでは環境局依頼の PM2.5、焼却灰や廃棄物の検査に、食品保健グループにおいては健康局依頼の異物苦情検査に不可欠である。本機は検体に含まれる元素の一斉分析を非破壊で迅速に行うことが可能であり、当研究所に一台しかない。故障により PM2.5 や異物苦情の検査対応が不可能となってしまうことから、環境局および健康局からの分析依頼に応えるため、早急な修理が必要である。

なお、本装置に対する品質・安全性が保証された純正部品の入手や販売および保守サービス・整備・修理・移転・増設等作業は日本電子株式会社でしか取扱いできないことから、本件修理については日本電子株式会社との随意契約により修繕請負契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立環境科学研究所 管理課 (電話番号 06-6771-8333)

3

随意契約理由書

1 案件名称

図書カード（市政改革室）概算買入

2 契約の相手方

大阪府書店商業組合

3 随意契約理由

本市では、幅広い市民の方々の多様化するニーズを的確に把握し、施策や事業の意思決定に活かすため、市政モニター制度を実施している。市政モニターへは、協力に対する謝礼として、アンケートの回答割合（回答回数）に応じて、あらかじめ定めた額面の図書カードをお渡しすることとしている。

図書カードについては、発行元である日本図書普及(株)が、一般の顧客に対して直接販売は行っておらず、新刊を扱うなどの条件を満たした加盟書店にのみ販売していることから、本市の契約相手方は加盟書店が対象となる。

また、加盟書店は一般顧客に対し、数量の多少に関わらず額面通りの価格でしか販売を行っていない。

さらに、他都市でモニター制度を有しており謝礼に図書カードを導入している複数市にも調達方法を問合せたところ、有価証券の性質上、均一価格でしか販売されていないため、入札を実施しても価格競争は望めないとの理由から随意契約で調達しているとのことであった。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約を行うこととする。

次に、契約相手方の選定であるが、大阪府下の加盟店で構成されている大阪府書店商業組合は、通常額面価格での販売を行っているが、大阪の読書推進に貢献している大阪市が契約相手方であり、かつ大量一括購入の場合については、額面価格の 2%引きで販売するとのことであった。書店で調達した場合は前述のとおり額面価格でしか販売されないため、額面価格の 2%引きの価格で購入できることは本市にとって有利な条件であると言える。

以上のことから、契約相手方を大阪府書店商業組合に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 の第 1 項第 2 号

5 担当部署

市政改革室 P D C A 担当（電話番号 06-6208 - 9757）

4

随意契約理由書

1 案件名称

可動火格子（ピン無）ほか4点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入する製品はJ F E エンジニアリング（株）施工による焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、J F E エンジニアリング（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

今回買入する製品はJ F E エンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F E エンジニアリング（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 （電話番号06 - 6707 - 3753）

5

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（鶴見斎場）買入

2 契約の相手方

ホーコス株式会社

3 随意契約理由

（１）製品選定理由

今回買入のろ過式集じん装置用ろ布は、ホーコス株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホーコス株式会社製を選定するものである。

（２）業者選定理由

本部品は、ホーコス株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホーコス株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局事業部事業管理課（斎場・霊園）（電話番号 06-6630-3135）